

○木更津市特定建設工事共同企業体取扱要領

(平成8年3月14日決定)

改正 平成25年 4月 1日

令和 2年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取り扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 木更津市が発注する建設工事の施工を目的として結成され、当該工事の完了、引き渡しにより解散する共同企業体
- (2) 契約担当課長 建設工事の入札、契約等を担当する課等の長
- (3) 工事担当課長(室長) 建設工事の設計及び監督業務を担当する課等の長

(対象工事の種類及び規模)

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。

- (1) 設計金額が2億円以上の土木工事
- (2) 設計金額が3億円以上の建築工事
- (3) 設計金額が1億円以上の設備工事

2 前項に規定するもののほか、工事の性格等に照らし、特定建設工事共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると市長が特に認める工事については、対象工事とすることができる。

(構成員の要件)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 木更津市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録され、かつ、対象工事の発注工種に係る業種の格付が最上位等級の者。ただし、事業共同組合、経常建設工事共同企業体及び対象工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員は除く。
- (2) 対象工事の発注工種に対応する許可業種については、許可を受けてから3年以上の営業実

績がある者。

(3) 工事規模にかかわらず、対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績を有し、対象工事と同種の工事を施工した経験がある者。

(4) 対象工事を施工し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者。

(構成員数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2社とする。ただし、設計金額が第3条に掲げる金額の2倍程度以上の工事については、2ないし3社とする。

(結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(運営形態)

第7条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならない。

(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第9条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最少の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

構成員数	最少出資比率
2社	30%
3社	20%

(委員会への意見聴取)

第10条 契約担当課長は、対象工事を特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ木更津市入札参加者資格審査基準設定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、次の事項について意見を聞くものとする。

(1) 共同企業体発注の適否

(2) 構成員数

(3) 代表者及び構成員の技術的要件等

(契約方法)

第11条 契約担当課長は、特定建設工事共同企業体に発注する場合は、競争入札の方法により行うものとする。ただし、現に施工中の対象工事と密接な関係にあり、当該対象工事を施工中の特定建設工事共同企業体に発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事（以下「関連工事」という。）については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

(入札参加資格審査申請等)

第12条 契約担当課長は、特定建設工事共同企業体に発注するときは、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告等し、公告等をした日から原則として15日以内に特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に特定建設工事共同企業体協定書（別記第2号様式）を添えて、資格審査の申請をさせるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付期間及び場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組み合わせ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等
- (6) その他必要と認められる事項

(入札参加資格審査)

第13条 契約担当課長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、委員会に審査結果を諮り決定するものとする。

- 2 契約担当課長は、前項の審査結果を資格者名簿登載通知書（別記第3号様式）により代表者に通知するものとする。
- 3 第1項の審査により適格とされた者は、資格者名簿に登録された者とみなすものとする。

(有効期間)

第14条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、入札の結果、市が契約を締結した企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約を締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、

当該工事に契約不適合責任がある場合には、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(編成表の提出)

第15条 契約担当課長は、契約企業体の代表者をして、契約を締結した日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表(別記第4号様式)を提出させるものとする。

(共同施工の確保)

第16条 契約担当課長は、契約企業体から提出された協定書及び編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われているかどうか、随時調査するものとする。

2 前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示をするものとする。

3 契約担当課長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、その旨市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告を受けたときは、指名停止等必要な手続き等を行うものとする。

(その他)

第17条 特定建設工事共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手方とするものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

木更津市長

様

共同企業体の名称 _____

構 成 員 所 在 地

（代表者） 商号又は名称

代表者氏名

印

構 成 員 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後、当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当該企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合には、脱退した構成員には利益金の配当は行わないものとする。
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事に契約不適合があった場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか_____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構 成 員 所 在 地

(代表者) 商号又は名称

代表者氏名

印

構 成 員 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

木 第 号
年 月 日

様

木更津市長

印

資格者名簿登載通知書

貴企業体を、下記工事に係る入札参加資格者として、木更津市入札参加資格者名簿に登載された者とみなしましたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

